日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2015. 7. 15
No.15-020

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

原告団より夏季カンパの御願い

ＪＡＬ不当解雇撤回闘争支援団体各位

ＪＡＬ不当解雇撤回裁判原告団
乗員団長　山口　宏弥
客乗団長　内田　妙子

ＪＡＬ不当解雇撤回闘争夏季カンパに対するご協力のお願い

日頃よりＪＡＬ不当解雇撤回闘争へ御支援をいただき深く御礼申し上げます。

昨年6 月に東京高等裁判所からも解雇有効の不当判決が出され、9 月に最高裁に上告しておりましたが、今年の2 月4 日（客室乗務員訴訟）・5 日（パイロット訴訟）に上告棄却の不当決定が出されました。高裁から最高裁に書面が到着してたった3～4 か月という非常に短期間で実質的な審議もなく出された、結果ありきの不当な決定でした。しかし、この訴訟は終結しましたが、争議は何も解決していません。私たちは更に大きな運動で日本航空を追い詰め解決させるべく、闘いを継続してまいります。

解雇強行以降、客室乗務員は今までに2300 名もの新規採用が行われましたが、展望を見いだせない職場を見限り１年に600 名も自己退職し、職場は3 人に一人が新人となりサービスはもとより安全上のトラブルも絶えません。パイロットも同様に解雇以降170 名もの人員が流出し、更にLCC の激増により世界的な人員不足で日本航空も十分な人員を確保することができず労働強化の原因となっています。現場では解雇された経験者が戻ることを切望しています。一方、日本航空は莫大な利益を出しお金も体力もあり、私たちを戻せない理由は何もありません。

6 月18 日には、整理解雇が迫っていた2010 年末闘争時に管財人らが行った乗員組合、キャビンクルーユニオン両組合のストライキ権投票への支配介入が、地裁に引き続き高裁でも不当労働行為であると認定されました。私達は様々な運動を構築し、解雇問題を解決させるべく日本中に御支援を訴えていきますが、その為には闘争財政の確立が急務となっています。

貴団体・労組におかれましても財政面で厳しい状況とは存じますが、JAL 不当解雇撤回闘争勝利の為に、2015 年夏季カンパのご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2015 年6 月

OB乗員有志の会カンパ口座

◇◆◇　振込先　◇◆◇

＜＜ゆうちょ銀行間の場合＞＞
ゆうちょ銀行 口座名：オービージョウインユウシノカイ
記号：10240 番号：78724991

＜＜ゆうちょ銀行以外の銀行から振り込む場合＞＞
金融機関名　：　ゆうちょ銀行
店名　：　〇二八
店番：028
普通預金口座番号：7872499

東京高等裁判所 6.18 判決

管財人＝日航経営を不当労働行為と断罪

・JAL 不当解雇撤回原告団　　7 月①号ビラ

・JAL は高裁（行政訴訟）の判決を踏まえ
165 名の整理解雇事件を全面解決せよ！　　(声明)

詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。

2015 年度

夏季カンパ支援

取り組み参加

宜しくお願い致します

今後の日程

宣伝行動・各地集会：原告団 HP 日程参照

8 月 10 日（月）：安全シンポジューム
18:30～20:30
日本教育会館（一ッ葉ホール）